

地域医療構想策定ガイドライン等に関する検討会 開催要綱

1. 目的

- 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「医療介護総合確保推進法」という。）において、都道府県は、医療計画に、将来の医療提供体制に関する構想（以下「地域医療構想」という。）に関する事項を定めることとされている。
都道府県が地域医療構想を定めるに当たっては、厚生労働省は、病床機能報告制度により医療機関から報告される情報も踏まえて、ガイドラインを策定し、都道府県に示すこととしている。
- また、医療介護総合確保推進法において、都道府県は、診療に関する学識経験者の団体その他の医療関係者、医療保険者その他の関係者との協議の場（以下「協議の場」という。）を設け、地域医療構想の達成の推進について協議を行うこととされている。
- さらに、病床機能報告制度により医療機関から報告される情報については、地域医療構想の達成の推進の議論と関係することから、その公表のあり方等を地域医療構想に係る議論の中で検討することとしている。
- 以上のことから、地域医療構想のガイドライン、協議の場の設置・運営に関する事項、病床機能報告の公表等に関する事項及びその他地域医療構想の策定及び達成の推進に必要な事項について検討するため、「地域医療構想策定ガイドライン等に関する検討会」を開催する。

2. 検討事項

- (1) 地域医療構想のガイドラインについて
- (2) 協議の場の設置・運営に関する事項について
- (3) 病床機能報告の公表等に関する事項について
- (4) その他地域医療構想の策定及び達成の推進に必要な事項について

3. 構成員

別紙のとおりとする。

座長は構成員の互選により選出する。座長は座長代理を指名することができる。また、座長は、必要に応じ、構成員以外の関係者の出席を求めることができる。

4. 会議の運営

- (1) 会議の議事は、別に会議において申し合わせた場合を除き、公開とする。
- (2) 会議の庶務は、医政局地域医療計画課において処理する。
- (3) この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し、必要な事項は、会議において定める。

附則 この要綱は、平成26年9月18日から施行する。